



田第 163 史記

第2版 労災職業病健康管理 1

労災職業病の企業責任

〔編集〕 三浦豊彦 安西 健 斎藤 駿

総合労働研究所

第一版序文

第一版が出版されたころは、じん肺訴訟、公害訴訟がいづれに行われてゐる時代だった。最近になって、じん肺訴訟のいくつかで和解が成立した。川鉄公害訴訟も和解が成立した。水俣病はまだ続いているのかと思われる程だが、裁判所も和解に意欲を示し、反対している團が和解のテーブルにつくことを求めている。職業病や公害に対する空氣が少しつつ変わってきたようだ。

本書がこうした点に幾分で役立つたとすれば喜ばしいのである。

第一版の中心は第一版の増補改訂であるが各執筆者には多忙のなか改訂に協力して貢献したことを感謝したい。

なお、第三部には作業関連疾患、慢性疲労症候群、エイズが新たに加わった。

作業関連疾患は業務上疾患のように業務に起因するものがたりおりしならぬのである。広く作業の関連を考えて、対策を立てることの必要を意味しているのである。この予防活動には管理者の活動も重要だが、同時に労働者自身の関心と活動を要求するが大まかに思ふ。過労死などいんじたカテゴリーに入るのだろうが、過労死裁判などにあらわれる作業実態などはみるど、労働者、あるじだ労働組合が、こうなる前になんとかされがたことやおかる例も多かった。管理者もからでなくちゃんと認識がある。

エイズ問題は戦前のわが国の結核対策のようだ程度といひながらはるかに解決しかねらうと思われる。それがなければ今後の大問題である。

第一版が第一版と同様に問題解決に役立つことを期待したい。

一九九一年一〇月

編集代表 三浦豊彦

まえがき

七月になつて職業病訴訟で二つの判決があつた。一つはじん肺、今一つは騒音性難聴の訴訟であつて、いずれも患者が勝訴したことが大きく報道された。

じん肺集団訴訟はじん肺患者の全国組織である全国じん肺患者同盟などが組織的に取り組んだ訴訟の一つである「郡山じん肺訴訟」で、福島県郡山市の日本電工（本社・東京）郡山工場の元従業員須貝久さん（六一）ら三人の患者と、死亡患者の遺族四人が会社に対して慰謝料を求めていた訴訟で七月十九日午後、福島地裁郡山支部で井深泰夫裁判長は、被告の合金鉄メカノの日本電工について、同社郡山工場で働く従業員が粉じんを吸入することでじん肺にかかるとした予見できたことであり、これを防止する雇用契約上の安全保護義務があつたが、発じんそのものの抑制や発じん場所への従業員の立ち入り禁止、発じん個所の密閉化、粉じんの排出、適当な労務管理をするなどを怠つた、また粉じんの吸入を防止するための従業員への適切な防じんマスクの支給を怠つた、また従業員へのじん肺教育が不十分で、健康管理面での手帳があつたと安全保護義務違反を厳しく指摘して、逸失利益と慰謝料を合わせて総額四四三〇万円の賠償金を支払うように命じた。

じん肺訴訟は他に北海道、群馬、長野、愛知、佐賀など全国二十数カ所で争われ、これがはじに数件の判決も出ていたが、全国じん肺患者同盟、弁護団連絡会議が昭和五一年（一九七七）に結成されてからの初の判決だけに、全国のじん肺訴訟に影響を与えるものとみられると報道されている。

今一つは造船所の難聴であつて、神戸市兵庫区和田崎町の三養重工神戸造船所の退職労働者二十一人が会社が騒音防止策をどうなかつたため難聴がおこつたと三養重工（本社東京都）を相手とり総額一億七四〇〇万円の損害賠償を求めていた「三養難聴訴訟」の判決が、七月二〇日午後神戸地裁であつた。

阪井昌調裁判長は判決のなかで、職場での騒音の許容基準については、一日八時間の騒音にさらわれる場合、各國でこうれている八五デシベルという数字を参考にするとしている。同造船所の騒音レベルはおおむねそれをこえていたと認定、これらの職場から多くの難聴者が出て、原告のはどんじが職業性難聴で労災認定を受けてしまひながら、因果関係があるとして原告側の主張を全面的に採用している。まだ工法改善、つまり工学的対策によって、難聴につながるような騒音が消失したとはいえないし、耳栓を使用をせしめたとしても、その効果にも限界があるなどと指摘し、会社が難聴防止のためにとった措置は十分ではあつたとは認め難いとして、時効などの理由で訴えを退けた五人を除き、十七人に総額一四七五万円を支払うように命じたと報道されている。

「じん肺」はさかく「騒音性難聴」を認めた判決ははじめてのことで、難聴は年齢との関係があり、定年延長は難聴を進行させるひとつの事実で、今後、色々論議がおこるに違ひない。

騒音は造船所だけでなく、製鉄所、精錬所、鉱山その他いたるところに存在し、粉じん対策がいたへばべて、その対策が色々困難な環境条件の一つで、対策の多くが注目される。

その意味で、第一次大戦後もしばらくは騒音職場では「耳が遠くなつて一人前」という考え方があつた。そういうなかでの難聴訴訟の原告勝訴は、企業に職場環境対策を厳重に要求する必要性を感じさせた役立つかも知れない。

本書は二部からなつていて、

第一部は「労災職業病の企業責任」で、労働災害、職業病、ことに職業病を中心にして、判例、先例が集められ、解説が行なわれている。法律専門家が裁判事例、その判例、先例を紹介しそれ程かつかしくしてはなくかも知れないが、専門外の人の場合、そうした判例のあるいじゆるひらでもある人が多い。たとえば産業医や労務管理者など、案外いろいろした事例を知らない人が多いと思われる。

本書の第一部では労災職業病裁判に実際に關係し、まだ知識の豊富な一人の編集委員（弁護士）によって、判例や先例が選定され、労働衛生専門家としての私自身の意見を述べて貰へ、最も複雑で複雑した事例が法書關係者の執筆で集録されたので、関係者の実務の上に大いに役立つものと思われる。

日本産業衛生学会の労働衛生問題連絡制度検討委員会が数年、業務上疾病の調査を行なってきたが、業務上の疑いをもつながら申請されたかつた事例がかなりある。産業医の側からいへば、業務上として自信がもてないとした事例もあがられている。この例のなかには騒音性難聴がある。老人性難聴との区別が困難といつてある。

その他、本人が業務上疾病の申請を希望しながら例や、会社の事情で申請を躊躇した例もあるようである。つまり業務上の疑いをもつながら業務上とされたかつた事例が多いわけだ。労働省の統計においてわれが業務上疾病の五～一〇倍の職業病があるのではないかとかかるのみならず未申請の多いこと原因があるのである。

こうした労災補償行政や認定業務については本書の第一部に集録されている。

一方、職場で発生した傷害や疾病が、たとえ業務上と認定されたとしても、裁判で勝訴したとしても、受けた痛手が消えるわけがない。つまり、何より予防が第一といつてある。

その意味で第三部は多数の労働衛生關係の専門家の手で書かれた職業病と健康管理編であつて、予防や健康管理の大要を知るうりがであるはずである。

まだ、公害病との関連については、公害病の根元をもつて職業病におけるひくい意味で、公害關係者にも本書は役立つものと思われる。

多忙のなかで協力していただいた百名近く執筆者各位に厚く御礼申し上げる。

一九八四年一〇月

編集代表 二二 濱 壇 孫

まえがき

目 次

序論	労働災害・職業病、そして公害健康被害	鈴木 武夫	3
I 職業病と因果関係			
1	職業病における因果関係の立証——東大附属病院事件(最高裁昭和五〇・一〇・一一判決)	高島 良一	
2	疲労観の転換——日本化工事件(東京地裁昭五六・九・二八判決)	斎藤 斎	
3	職業病の病像——第一次熊本水俣病事件(熊本地裁昭五四・三・二八判決)	秋山 幹男	
4	職業病と他の疾患の証明——横浜西労基署(古河電池)事件(東京高裁昭五八・一一・一一判決)	清田富士夫	
5	職業病と原因の競合——大阪地裁職員事件(大阪高裁昭五六・一〇・一二判決)	井上 克樹	53
6	職業病の因果関係の立証証拠		46 37 26 19
(1)	労基署の労災認定資料の提出命令——三菱重工難職・神戸西労基署長事件 (最高裁昭五六・七・一七判決)	安西 愈	60
(2)	職業病訴訟と診療録の提出命令——日本钢管腰痛症事件(東京高裁昭五六・一一・一四判決)	安西 愈	67

II 主な職業病をめぐる判例・先例

[1] 労働の態様による疾病			
1	頸肩腕障害——静岡相互銀行事件(静岡地裁沼津支那昭五八・四・一七判決)	平岩 新吾	77
2	腰痛——東京国際郵便局大石(旧姓水野)腰痛症再発訴訟事件(東京高裁昭五八・一一・一五判決)	平田 辰雄	85
3	白ろう病・振動障害——高知営林局事件(最高11(6)平11・四・110判決)	福井 富男	
4	ストレスと精神障害・うつ病——第十一加賀丸事件(滋賀地裁昭五六・一〇・一一判決)	安西 愈	102
[2] 環境上の因子による疾病——各物質の紹介、疾病的特質、因果関係			
1	じん肺①——日本陶料事件(京都地裁昭五六・一〇・一四判決)	崎間昌一郎	109
2	じん肺②——長崎じん肺訴訟控訴審判決(福岡高裁平一・二・三一判決)	込田 駿代	116
3	ベンジシン——山東化学工業所事件(労働保険審査会昭五五・一〇・一四判決)	藤原 清吾	122
4	有機溶剤——東北機械製作所事件(秋田地裁昭五七・一〇・一八判決)	山畠 進	131
5	イソシアネート——日本ポリテク事件(東京地裁昭五八・一一・一〇判決)	秋山 幹男	138
6	PCB——大川産業PCB中毒事件(大阪地裁昭五五・一〇・一一判決)	須藤 英章	145
7	クロム——日本化工事件(東京地裁昭五六・九・二八判決)	川端 和治	153
鉛	新日本ヘリコプター事件(東京地裁昭五七・一〇・一六判決)	原慎一	160

8	マンガン——大東マンガン事件(大阪地裁昭五七・九・三〇判決)	上野 聰	166
9	ひ素——松尾ひ素鉛毒事件(宮崎地裁延岡支部昭五八・三・一三判決)	西畠 正	
10	タル・ピッヂ①——昭和電機事件(神戸地裁尼崎支部昭五四・一〇・一五判決)	藤原 繁吾	
	タル・ピッヂ②——新日鐵タル障害認定事件(福岡労災保険審査官昭五八・一〇・一八決定)	石井 将	
11	じん肺と肺がん——吉小牧労基署事件(札幌地裁昭五七・三・三一判決)	秋山 鮎男	
12	放射線——日本原子力発電教資発電所事件(大阪地裁昭五六・三・三〇判決)	仲田 隆明	
13	アスベスト——日本アスベスト事件(東京地裁昭五五・三・六和解)	達藤 直哉	215 207 201 191 184

VII

III 安全配慮義務と職業病の予防・健康管理

1	安全配慮義務の根拠・性格・内容 ——陸上自衛隊八戸車両整備工場事件(最高裁昭五〇・一一・一五判決)	安西 愈	229
2	安全配慮義務違反の主張・立証責任——航空自衛隊事件(最高裁昭五六・一一・一六判決)	高島 良一	
3	職業病の予防義務——大阪地裁職員事件(大阪地裁昭五六・一〇・一三判決)	成富 安信	
4	安全配慮義務の範囲と限界——住友林業事件(名古屋地裁昭五六・九・三〇判決)	西 修一郎	
5	作業環境基準と安全配慮義務——日本化工事件(東京地裁昭五六・九・二八判決)	川端 和治	
6	作業動作と健康管理——横浜中央郵便局事件(横浜地裁五八・五・一四判決)	高井 伸夫	274 267 261 252

7	診断告知義務——京和タクシ事件(京都地裁昭五七・一〇・七判決)	須藤 英章	280
8	健康診断と事後措置——林野税務署事件(最高裁昭五〇・一一・一五判決)	安西 愈	
9	安全衛生教育——中島木工ほか・中國事件(福岡地裁久留米支部昭五三・一・一七判決)	青山 周	
10	素因・基礎疾患等と使用者の健康管理——川西港運事件(神戸地裁昭五八・一〇・一一判決)	安西 愈	
11	自己保健義務——大阪府立中宮病院松心園事件(大阪地裁昭五五・一一・一八判決)	安西 愈	
12	元請・下請の安全配慮義務——栗本鉄工所・徳賀工作所事件(大阪地裁昭五一・四・一四判決)	宮本 光雄	
13	労災防止の指導監督責任 ——尼崎港運・黒崎産業、鄭事件(神戸地裁尼崎支部昭五四・一一・一六判決)	佐藤 博史	327
14	出向者の安全配慮義務——大成建設ほか・梅宮事件(福岡地裁昭四九・三・一五判決)	宮本 光雄	321 313 304 295 288
15	国の監督責任——大東マンガン事件(大阪地裁昭五七・九・三〇判決)	上野 勝	344

VIII

IV 損害賠償額と損益相殺等をめぐる問題

1	職業病の損害賠償と一律請求の意義——日本化工事件(東京地裁昭五六・九・二八判決)	久保田 康史	357
2	労災年金の控除——三共自動車ワイヤロープ災害事件(最高裁昭五一・一〇・一一五判決)	佐治 良三	365
3	過失相殺肯定例①——東急コンクリート・君和田事件(東京地裁昭四五・一・一七判決)	平岩 新吾	373
	過失相殺肯定例②——名古屋鋳鋼所事件(名古屋地裁昭五七・三・一一〇判決)	込田 龍代	380

IX

4	上積み補償協定の性格——東海カーボン事件(福岡地裁小倉支部昭五二・一一・一一判決)	外井 浩志	366
5	示談——鹿島建設事件(東京地裁昭五一・六・一五判決)	平岩 新吾	395
6	職業病の時效について——長崎じん肺訴訟事件(福岡高裁平元・三・三一判決)	外井 浩志	402

xi

V 疾病と業務上外の認定をめぐって

1	損害賠償上の因果関係と労災保険上の業務上の概念 ——京都上労基署事件(京都地裁昭五二・九・一六判決)	井上 克樹	417
2	災害性腰痛——東京都結核予防会事件(東京地裁昭五七・三・一八判決)	成富 安信	423
3	セールスマンの背腰痛・筋肉痛——日本アソブジョン事件(東京地裁昭五六・一一・六判決)	立花 充康	421
4	基礎疾病と業務上外——中央田中電機事件(東京高裁平二・八・八判決)	清田富士夫	428
5	過労と心筋梗塞——三田労基署事件(東京高裁昭五一・九・三〇判決)	細安西 利明愈	417
6	過労とくも膜下出血——飯田橋労基署事件(東京高裁昭五七・一〇・一四判決)	細見 愈	454
7	過労と脳血栓——地公災基金東京支部・武蔵野市役所職員脳血栓事件 (地公災基金東京支部審査会昭五三・四・一〇教説)	牛嶋 勉	464
8	海外勤務者のストレスと業務上外健康管理——伊藤忠商事事件(大阪地裁昭五六・三・一四判決)	細安西 利明愈	471

VI 労災職業病と刑事责任

1	安衛法違反と業務上過失の競合の罪責(労基署と警察署) ——須藤組事件(東京高裁昭四八・一・一八判決)	安西 愈	481
2	労働災害と管理者の刑事责任——信越化学事件(新潟地裁昭五三・三・九判決)	畠川 熱	486
3	重量的履行義務者と安衛法違反の成否 ——造船建設作業事件(佐賀高裁昭五三・四・一八判決)	清田富士夫	455
4	下請労働者の災害と元請事業者の刑事责任 ——大糸電業事件(福岡高裁昭五一・一一・一三判決)	安西 愈	502
5	工事注文者の労災刑事责任——倉吉地方農林振興局事件(鳥取地裁昭五〇・四・一五判決)	川口 晴司	510
6	労災刑事件における信頼の原則 ——東北機械製作所事件・東急車両製造事件(仙台高裁田支那昭五〇・六・二九判決)	畠川 熱	517
7	作業員の安全マニアルの不遵守と安全管理者の刑事责任 ——チッソ石油化学五井工場事件(千葉地裁昭五四・五・一一判決)	大室 征男	524
8	労働者の注意力と危険防止義務——西田工業事件(最高裁昭四八・七・一四判決)	清田富士夫	531
9	安全衛生上の必要な措置——田中工作所事件(高松高裁昭四六・一一・九判決)	大室 征男	537

xi

凡例

- 1 I 法定補償の行政実務中に引用した主な法令名の略称
 労基法……労働基準法
 労基則……労働基準法施行規則
 劳災保険法……労働者災害補償保険法
 劳安法……労働安全衛生法
 劳組法……労働組合法
 国公法……国際公務員法
 地公法……地方公務員法
 劳審法……労働保険審査官及び労働保険審査会法
 劳審令……労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令
- 2 解説例題について
 引用にあたっては、通達の出された年月日と発局・課・番号を付した。
 発 基……通常次官連達の名称でよばれるもので、労働基準局関係の通達

発 婦……通常次官連達の名称でよばれるもので、婦人少年局関係の通達
 基 基発……労働省労働基準局長名で発する通達
 基 基收……労働省労働基準局長が疑惑に答えて発する通達
 基監発……労働省労働基準局監督課長名で発する通達
 基收監……労働省労働基準局監督課長が疑惑に答えて発する通達
 婦 婦発……労働省婦人少年局長名で発する通達
 婦 婦收……労働省婦人少年局長が疑惑に答えて発する通達
 基災発……労働省労働基準局労災補償部長が発する通達
 基災收……労働省労働基準局労災補償部長が疑惑に答えて発する通達
 労 ……労働保険審査会裁決（例 昭三六政第15号）

著者

元国立公衆衛生院・院長	鎌木 武夫	〒6 東京都練馬区羽沢1~2~8	TEL (3991) 7628
弁護士	高島 良一	〒10 千代田区平河町1~7~5高島法律事務所	TEL 03 (3261) 5729
	斎藤 醒	〒10 千代田区平河町1~8~2斎藤・山崎法律事務所	TEL 03 (3237) 0888
	清田富士夫	〒6 大阪府大阪市中央区船越町1~6~6 びじ総合法律事務所	TEL 06 (946) 1110
	井上 克樹	〒1 東京都中央区銀座1~4~3安西愈法律事務所	TEL 03 (3563) 3225
	安西 愈	〒10 中央区銀座1~4~3安西愈法律事務所	TEL 03 (3563) 3225
	平岩 新吾	〒10 中央区日本橋茅場町1~11~8平岩新吾法律事務所	TEL 03 (3669) 0957
	福井 富男	〒10 千代田区一番町25長島・大町法律事務所	TEL 03 (3288) 7000
	込田 龍代	〒10 中央区銀座1~4~3安西愈法律事務所	TEL 03 (3563) 3225
	藤原 清吾	〒6 兵庫県神戸市中央区元町通6~1~8神戸総合法律事務所	TEL 078 (382) 0121
	山崎 進	〒10 東京都千代田区平河町1~8~2斎藤・山崎法律事務所	TEL 03 (3237) 0888
	秋山 幹男	〒10 港区虎ノ門3~3~3霞ヶ閣総合法律事務所	TEL 03 (3431) 8391
日本大学教授・弁護士	須藤 英章	〒10 千代田区丸の内3~2~3東京富士法律事務所	TEL 03 (3287) 0351
弁護士	川端 和治	〒10 港区虎ノ門3~3~3霞ヶ閣総合法律事務所	TEL 03 (3431) 8391
"	原 勝一	〒10 千代田区丸の内2~6平野法律事務所	TEL 03 (3281) 6302
"	上野 勝	〒6 大阪府大阪市北区西天満1~10~2上野勝法律事務所	TEL 06 (365) 1229

弁護士	西畠 正	〒102 東京都八王子市元横山町1～8～9 西東京共同法律事務所	TEL 0426 (45) 2181
"	仲田 隆明	〒50 大阪府北区西天満6～7～4 滝井・木ノ宮・仲田法律事務所	TEL 06 (364) 9521
"	遠藤 直哉	〒102 東京都新宿区新宿1～17～2 遠藤・萬場総合法律事務所	TEL 03 (3350) 5885
"	太下 麗郎	〒102 " 文京区春日2～22～5 太下麗郎法律事務所	TEL 03 (3816) 2230
"	高井 伸夫	〒102 " 千代田区九段北4～1～5 高井伸夫法律事務所	TEL 03 (3230) 2331
"	青山 周	〒102 " 港区虎ノ門5～3～20 TEL 03 (5472) 0002	
"	宮本 光雄	〒102 " 港区愛宕1～6～7 大矢・宮本法律事務所	TEL 03 (3219) 2014
"	佐藤 博史	〒102 " 港区芝1～15～10 福井・佐藤法律事務所	TEL 03 (3457) 0309
"	久保田 康史	〒102 " 港区虎ノ門3～3～3 震ヶ闇総合法律事務所	TEL 03 (3431) 8391
"	佐治 良三	〒102 愛知県名古屋市東区主税町3～25 佐治良三法律事務所	TEL 052 (932) 5318
"	外井 浩志	〒102 東京都中央区銀座1～4～3 安西愈法律事務所	TEL 03 (3563) 3225
"	成富 安信	〒102 千代田区丸の内2～6～2 成富法律事務所	TEL 03 (3215) 1515
"	立花 充康	〒102 大分県大分市南陽町10～13 立花法律事務所	TEL 0975 (37) 1133
"	牛嶋 勉	〒102 東京都文京区小石川2～1～13 牛嶋法律税務事務所	TEL 03 (3816) 5124
"	富川 熊	〒102 東京都墨田区上八丁堀8～26 富川総合法律事務所	TEL 03 (227) 0147
"	川口 晴司	〒89 福岡県北九州市小倉北区金田2～5～28 川口法律事務所	TEL 093 (592) 7658
"	大室 征男	〒102 東京都千代田区麹町4～8 半蔵門法律事務所	TEL 03 (3265) 2288

序論 労働災害・職業病、そして公害健康被害

序論 労働災害・職業病、そして公害健康被害

元国立公衆衛生院・院長 鈴木武夫

一 はじめに

一九五〇年代末期のことでも、私は、大気汚染を例示として公的生活妨害 (public nuisance) と、労働衛生と職業病に関する労働基準法について、当時、東京地方裁判所におられた千種達夫氏を突然無紹介のままにおたずねし御教示を受けたことがあった。私は大気汚染の勉強をしながら、一体この地域環境汚染の問題をどのように考えたらよいか分からなかつたので人文科学系の方々に教えてもらつてしたが、その中で千種氏のお話は今でも鮮明に記憶に残つている。それ程、千種氏のお話は当時の私にとって新鮮だったものである。

私が公的生活妨害 (略して公害) に関する法律制定は出来ないものかとの質問をしたのに對し「君のいうことは分かつた。君は法務省に法律制定、法律改定を期待しているようであるが、それはあやせつである。法律を制定することは各省政府の仕事である。各省政府が話が分からなければ、被書者は裁判所に提訴しなさい。君はそれを助けなさい。

裁判所への提訴が今しばらく法律が無い間にいかに取扱われるか。どうがどうが裁判所から各市町に法制定の必要を示唆するには出来る、じん肺等提訴すれば、君の言つてはいるにじが実現するかもしない。現在、環境汚染問題（前時せんの言葉は一般化されてはいたので、例示の言葉で述べたが）について訴えが出されているが、適当な法律がないので示談で解決している。自分の知るがまでは、提訴した人に有利な条件で解決している。君達自然科學者が正しく思つてしるならば遺嘱なく裁判だましんじみだらじうでもやれ。」じらひじゆつだ。私にとつてなじみのない訴訟これら事が、健康を守るために仕事を自然科學の立場から行つてしる者にとっても重要なものであるじがじまんへり論われたのである。私の持参してしめた英國の大気汚染に関する法律の資料や日本の労災補償の資料を材料にして数回にわたりお忙しい中でお話をうかがつたが出来た。

第一次大戦後に労働基準法が制定されたとき、私の恩師の石川知福先生は法律制定の関係者の一人として、大変な情熱を法制定に注がれていた。私は正直のところ何が何だか分からぬままに資料集めをさせられた。労働基準法の最終案がまとつたときに私は先生からいろいろの話をうかがつたが、次のりじは昨日の話の様に思つ田やがる。「この法律が長い間の日本の労働者、殊に農民や工場労働者の苦しい労働の歴史が背景にあるにじを忘れてはいけない。そしてこの法律は占領軍の命令によつて作られる契機はあくまであつたであろうが、内容は日本人の考え方によつてはじめるんだりと計算しておらずあらうだ。今までの日本の労働衛生の学問と実際の実績である。そして産業活動が地域社会に迷惑をかけなければじまんじまん条文も入つてしる。（その後、じの条文の解釈は基準法第一条の趣によつてせまく解釈されるようになつてしまつた）唯、労働基準監督官に裁判官と同じ身分保障が与えられなかつたのは残念である」じらひじゆつだ。

昭和三〇年の「じん肺等特別保護法」そして昭和三五年の「じん肺法」の制定の頃から、労働衛生の重点が予

防よりも補償の方に移つていつたようだ気がしてならない。換言すれば労働衛生の役割よりは職業性疾患の診断に強く傾斜して行つた。予防よりも補償の方が安あがりでゆるじと、予防よりお金で解決といつた風潮があつたのが、事業者も労働者も予防よりも補償を望んでしるようと思えて仕方がなかつた。

そして、高度成長期に入つくると、産業の規模拡大、高密度技術社会の出現が急速度に進行することになる。物質的生活水準は向上して來だが、労働者の有害要因への暴露の機会の増加、新規有害物質の生産現場への導入や新しい作業方法による新しい形の職業性疾患の出現が課題になつて來たし、一般地域社会においては地域社会環境汚染問題など公害現象が、重要な社会問題として表面化して來た。

この時期が我が国の労働衛生の転機となつたようであり、殊に化学物質への暴露が注目されそれによる職業病の診断が労働衛生の主な仕事となつてきた。その傾向にそつて、法律も行政も伴組みは新しくなつたと思われる。それが、昭和四七年の「労働安全衛生法」、昭和五〇年の「作業環境測定法」の制定、その後の「じん肺法」や「労働安全衛生法」の改正、昭和五一年の「労働基準法施行規則による業務上の疾病に関する労働省令及び告示」の提示、「業務上疾病の認定基準」の設定等にみられる。そして労働衛生管理体制の確立、作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育の五本柱によつて労働衛生対策が進められることになつてきた。それもあつて職業病、労働災害は年次的に減少し、特殊健康診断の有所見率も減少してあつたと公的には報告をされている。しかし、一方で労働災害・職業病に関する訴訟が増加して来る。これは労働衛生の伴組みの整備が労働者の安全・衛生、ひいては人権の確立に本当に役立つてゐるか否かに深い思ひをいたすべしことを教えてしると思われる。

昭和三〇年後半から一部の地域で闇心があるたれ、昭和四〇年に入つてから全体会の社会問題となつて來た環境汚染はまず産業活動に原因が求められ、それを公害又は産業公害といふ名で呼ぶようになつて來た。

この公害現象の性質と規模が明らかになつてくるに従い、労働災害・職業病、そして公害健康被害は同根であるとの認識が社会に一般化するにいたつた。公害健康被害の説明は環境汚染の初期にあつては労働衛生の経験を利いていた。その後環境性健康被害についての知識と考え方の進展に伴い、労働衛生と環境汚染による環境保健とは知識・考え方の面で相互に影響しあつて来るようになつた。例えば環境の人間への影響の早期症状、早期所見の把握の重要性の再指摘、汚染物への長期間低濃度暴露の影響の把握の重要性に関する、その把握方法の開発（例えば行政面での例ではナーベランス組織）の必要性の指摘が労働衛生と環境汚染両面で共通に行われるようになり、研究の上では量・反応・量・効果関係の追及、リスク（簡単に危険という意味ではない危険のおきる確率のりん）の明示が要求されるようになって来た。それよりも重要なことは、健康・疾病についての解釈・判断の再検討の必要性についての問題提起である。現在の健康観についての論争の提起は環境汚染問題に触発されたといつてよい。職業病、すなわち長い間にわたつた労働者の慢性と歴後の経済成長期よりもられるようになつた公害健康被害、すなわち地域住民の環境汚染による苦しみなどが相あわせて、はじめて具体的論争となり得ているといえるであらう。

そして今では、産業廃棄物の処理処分による土壤汚染・水質汚濁が、環境問題の重要な課題になつてきている。産業活動と人間の健康と安全問題との関係は労働者の健康と安全の問題から国民の健康と安全との問題へ拡大して來ているのである。労働災害・職業病として公害健康被害を個々のものとして取扱う時期から総体として考察すべき時期に來ていると思ふ。すなわち過労死や慢性疾患群などは、すべての疾病がそうであるが、ひとに社会・産業構造やその条件の総合的検査において、その診断と原因としてその対策が考案されるべきものになつてゐる。更に地球規模の温暖化も人間活動のつけの一つであるがそれによる健康被害の検討も無視出来ない状態になつてしまひが予想される。

二 職業病と公害健康被害

職業病は、人が労働を行うとき、労働環境・作業・条件の如何によつて、健康への影響が現れて、疾病となつたものをすべて言つぐものである。

しかし、我が国では、環境・作業を法律で有害と認定した仕事に従事した結果発病した疾病が業務上疾病すなわち職業病となつてゐる。当局は例示列挙方式による認定といつてゐるが、現実には限定列挙方式の色濃いものであつて、多くの人が職業病について心の中で思つてゐる事と公式に発言するといふことは相異する。すべて規則に述べられていない疾患について新しく認定を得るには至難のことである。認定した職業・認定上外職業病の両者についてあらためて論議が行われる必要がある。

くりかえしになるが、職業病は、人間—労働環境系疾患として把握されるものである。

よく知られているように、西洋医学の祖といわれているヒポクラテスは、人の病気を患者の症状だけで診断してはならず、病人をかこおさくべての条件、例えは、生歴、労働状況、日常生活様式、社会条件等を考慮すべきであると言つたのである。この當時の医者は病人の診断と治療にむだつたのでなく、医者に属する人口集団のすべての定住条件の診断の責任をとつてゐた。

この考え方を具体的にしたのが、ヒポクラテスから1100年も経過した第一次産業革命後ににおける労働衛生の発足である。労働者の健康は、労働者のもつ外部環境（肉体の外の環境）、内部環境（肉体の内部の環境）、そして精神社会環境の三つの環境によつて影響されている。更にこの三つの環境はそれへが相互に影響し合つてい

る。労働者の健康は、この三つの環境との関係を総合として捉えて、たゞめて解明されねばならぬのである。そして現在では外部環境をそれ／＼の労働者の特有の環境のみに限定せず、労働者の生活する社会生活にまで拡大解釈すべき状態になつておる。

労働者の労働による健康障害を労働者の属する労働現場の外部環境のみで説明するのは法律的又は行政的便宜性によるものであらう。労働基準法施行規則における業務上疾病の認定基準にしても当局が定めた限界を述べている。即ち業務上の疾病認定は医学経験則と各有害因子とともに暴露条件と特徴的な症状、障害の発生に際する知見が得られている疾患であつて、当該有害因子の暴露を受ける業務へ従事する労働者が多いものについて定めたるものであるといつておる。多少なりともこの程度が示されていなし。今後「多少」いう意味が重要になつてくるであろうが、そのことについての議論が今は少ない。

私は認定上外職業病についても、量と質の両方から考えてより注意深い取扱いと認定上外職業病を認定上の職業病とする努力を続けなければならないであらう。例えば粉塵作業場や刺激性ガスの存在する作業場で働く正在する労働者が訴える非特異的影響である呼吸器刺激症状や单纯性慢性気管支炎は認定されるといじのない症状や疾病である。このような症状や疾病は認定される疾病に発展する以前の早期症状又は早期多発軽症疾として注意すべしものである。

一九五〇～一九七〇年代にかけて米国の Hatch 博士は労働衛生においての重要な11つの考察を述べた。

その一つは労働者の健康についての考え方であり、その二は労働環境の許容限界設定における考え方である。

Hatch 博士は、労働者の健康状態が労働方法が一定と仮定すれば労働環境の変化に対応して、健康→不健康（半健康、灰色の健康）→疾病→死と変化するといつてある。即ち健康も疾病も固定してしまはずではなく、環境によつて変化（移行）する状態であつとした。よそいへ健康状態のうち健康は多くの人の合意で認められるであらうし、疾病は医師が認めることである。

しかし場合には、ある個人においては自分の健康状態を自分で判断してみるのではなくかと思われる。病人といわれる人であつても、自分で自分の健康状態をよく知りだ上で、それにちがひなく対処し、変動する健康状態にたゞかがつてゆくといふにちがつて、人生に満足し喜びを感じるものであればその人、個人にとっては健康であるといふこと出来る。

Hatch 博士は労働環境の許容限界を、環境の条件とそれに対応する労働者の生理機能の変化と労働者の能力損失から1つの考え方を示した。労働環境の変化の強さによつて、労働者は臨床指標で示される健康状態、又は毒性学指標で示される臨床医学前駆症状、又は精神生理学的（行動的）指標で示される症状を示すものであつたうえで、もし許容限度（化学物質については日本の労働安全衛生法では管理濃度とか暴露限界とかの言葉で現われてゐる）を定めるとしたら、少なくとも臨床医学前駆症状の範囲内の影響といふのがやがていたのである。即ち病気予防のために、その病気特有の症状に注目した予防だけでは不充分であつて、しづしづ非特異的である前駆的症状の防止につとめるべきであるといつてある。

この労働衛生における Hatch 博士の考え方は、現在の人間－環境系の関係で説明出来る健康影響や健康障害（疾病）の認定や、環境に関する基準の設定において利用されている。

主として工業国で一九〇〇年代後半以後に闇心を集めている疾患有例示的に示すと次のようだのがある。それは慢性非伝染性呼吸器疾患、循環器疾患、脳血管疾患、がん、ノイローゼ、自殺、アルコール依存症、薬物中毒、心因反応症等精神障害や精神衛生対象疾患等である。そしてこれらの疾患は職業、殊に工業化社会の職業と深い関

係のあるものである。へりかえしにならが化学物質による地域環境汚染の結果としての疾患、慢性呼吸器疾患、循環器疾患、神経系疾患、がん等が公害健康被害としてじいの工業国でも注目されるようにならってきた。

この地域環境汚染によって発生する公害健康被害の説明に職業病又は職業における労働者の汚染物の被ばく経験が利用されていることはすでに述べた通りである。

しかし、成人労働者の問題である職業病と地域社会の全住民の問題である公害健康被害は現在の社会的認識・知識の段階では必ずしも同じ説明、対策が常に適用されてるわけではなく。汚染物への暴露条件、リスクグループ（年齢、健康状態等）、潜伏期間等の考察の問題が残されている。しかし、職業病の経験は重要な資料を地域環境汚染に提供するといはせらがんがんならない。

そして、もし新しい化学物質が市場に提供されるとしたら、それに最初に接触するのはその物質の生産とその物質を利用して何物かの製造にあつた労働者であることが、環境と人間の問題を考える場合の重要な事実であり視点である。

一方、産業の発展の一面において利潤追求の犠牲者としての労働者の存在、産業活動における地域社会環境の無視、地域住民の健康と安全と生活妨害の懸念があるだけではなく誰もが認めてるからであろう。少なくとも過去においては以上のことが明白にどうであつたし、現在でも建て前は別として本音においては疑問は残つてゐる。

最近の公害問題を通じて、地域社会との関係が良好でない産業はやがて産業の存在をやがてなくなるとの認識は一般化されてるといふが、具体的な課題に直面したときにこの認識が忘れ去られるのが現実の姿であつた。

これ等の事情が存在するのも、職業病、労働災害そして公害健康被害は健康被害そのものだとして、まだそれをひき起しした機構においても同様であることを認めざるを得ない。

更に、現在の疾病は労働、休養、住居、社会条件、日常生活様式の総合によって説明される病像を呈している。そしてへりかえしにならが地域社会環境との関係で問題になる病気の典型的な病像が、職場においてみられる広義の職業病にみられることを述べておかなばならぬと思う。

以上述べてきた事に関して11つの例示を述べてみる所にする。

その一つの例は日本化学工業株式会社の大塩クロム事件である。それは日本化工で働いていた労働者の大塩クロムによる肺がんを中心とするがん患者の多発に象徴される職業病の異常な多発と、大塩クロムを含む数千万トンの鉱さいの処分による住宅地又は住宅近隣地区での土壤汚染問題の組み合わせた事件である。職業病にしても土壤汚染にしても事業者がその事業を知った上で長い間処理せずに放置していた事件である。

日本化学工業株式会社ではすでに昭和二二年に多数の労働者にクロム取扱い労働に特有の皮膚障害や鼻中隔穿孔が発見されていた。昭和四八年から大塩クロム鉱さいの処分地の土壤汚染が社会問題化して来たが、その頃から労働者の中に肺がん患者が発見されるようになって来た。そして大塩クロム鉱さいの土壤汚染対策の進行が行政と市民の協力という形によつて進められる一方で、労働者の職業病、殊に「がん」に対する損害賠償の訴訟が行われた。職業病と環境汚染問題との対処が同時に進行し、対処方針は同じ考え方を背景にしてかられて行つた。結果は労働者、地域住民の立場が確保される方向にまともつて行つたが、犠牲となつた労働者とその家族の悲しみとなり、地域住民の不安が払拭されたわけではなし。この大塩クロム問題の処理が行われてる間に、今まで分かりきついていたはずのクロム及びその化合物による鼻中隔穿孔等の障害、そしてクロム障害のうちクロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがんがやゝと認定されたものであるが、業務上疾病として認定されるに至つたのである。一方、大塩クロム鉱さいの処理方針がまつて作業に入つてから数年

経過した現在に至つてやつと産業廃棄物による土壤汚染問題が行政上の重要な課題になつた。一九九一年でも課題であつて解決には到つてはしない。——すべてが遅れをもつてゐる。

もう一つの例は米国において石綿（アスベスト）による肺がん又は中皮腫の問題が職業病、および地域環境汚染問題として非常に大きな社会的関心をひいていることである。

石綿は熱絶縁材として建築物や船舶に広く利用され、また自動車のブレーキに利用されている。石綿の粉じんの吸入によって肺がん又は中皮腫という特異的疾患として診断され得る人体影響をひきおこす。潜伏期間は平均して約四〇年といわれている。石綿の採掘、製品化の過程、利用、運搬の時に、そして石綿利用の設備のところわしの際に、また自動車運行道路周辺に大気汚染物として存在するので、労働者又は住民は石綿の粉じんを吸収する機会をもつことがある。米国では現在アスベストを使用した小学校の校舎の取り扱いの際には本校して学童への石綿の暴露を避けるようとしている。

米国における計算などから、米国人の約八〇〇万人から一、〇〇〇万人が第二次大戦後石綿の粉じんに暴露されたといふ。そして米国政府当局者はアスベスト肺がん又は中皮腫による死ではやがて三五万人に達するかもしれないと報告している。労働省は死亡による経済的費用は一億五千万ドルをこすりこなるかも知れないと述べている。まだある人は死亡三五万人の予想は少すぎるのであって一一〇万人に達するといふ驚くべき数字を発表していいる。職業病と環境汚染の影響を同じ種類の人体影響で評価し、全国的問題となっている例である（日本では職業病と環境汚染による疾病の評価をかう疾病で行うことがある）。米国では一九九六年までに製造は禁止する」とが決定したが、我が国では社会がさわがなくなつたらアスベスト問題はどこかに行つてしまつたようである。ただアスベストを使つた建物のところわしの場合の技術指針が示されたのみである。

一方、日本では一般の地域社会の人口集団についての石綿の影響についての調査は行われていない。特殊健康診断において、一九八八年の石綿をとりあつから事業場三、一三三箇所、健診対象者三一、八八八名、受診労働者二八、〇八八名、有効率〇・四〇で有所見者数一一一名と報告されているにすぎない。そしてアスベストによる肺がんと悪性中皮腫の労災補償は、例えば一九七八年四名、八〇年一名、八五年一一名、九〇年一六名で一九七八年以降九〇年まで一一〇名である。石綿による人体影響の問題は日本においても今後問題となるので充分な調査が行われねばならない。しかしその動きはあるでみられぬ。

III 将来の方向とすべき

職業病は環境性疾患の原点であり、環境性疾患は工業国では職業病のみならず、一般疾患の大多数を占めるようになって来ることを述べて來た。

環境性疾患のうち化学物質による人体影響又は疾患を例にすれば、環境性疾患は普通はあらゆる道すじを通つて体内に入つて来た化学物質の総量が問題になるものである。それは生産、流通、消費、廃棄物処理処分の全過程において空気、水、食品、ときに土壤という媒体を通じて人間の体内に入つて来る総量である。最も激しい暴露を受けるのはおそらく労働者であつて、その影響も国民の中では早い時期に典型的な影響像、病像を示すものである。それが職業病という形で国民の前に示される。疾病が認定されたりして認定外であろうと、労働者の示す健康像、病像は注意深い觀察の対象とせねばならないであろう。それがサーベランス組織の重要な分野となるべきものである。

現在の工業国で毎日使用されている化学物質は四万種類とも六万種類といふふとていて。そして古くから、その化学物質と人間の健康との関係が分かっているのは約110種類といふふとていて。約八〇%の化学物質の人間への影響は不明である。その上、毎年新しく作られ市場に出て来る化学物質は数百種類といふふとていて。我が国の労働安全衛生法で労働者との関係が証明されていて、かつ相当数の労働者が暴露されている化学物質は約130余種類としているにすぎない。

化学物質の製造量の年次増加は近年において著しいものがある。例えば合成化学物質の全世界の生産量は一九三〇年代は一年100トンであったが、一九九〇年代は約1兆トンにまでなっている。一度、環境中に存在するようになった化学物質はほとんどのものが環境中からその存在を取り除くことは出来ない。化学物質の大部分はただその存在の場所が移動するだけのことである。有害な物質に可能な限り接触を少なくするなどに努めることしか人間には出来ない。

また、最近開発された産業化が急速に進んでいてる先端技術では、技術アセスメント、環境影響アセスメント、リスク・アセスメント、リスク・マネジメントなど殆どどのものがなされにならじとは注意すべきである。先端技術によって犠牲者が出るといふこと恐らくは、その技術とすなはじめに関係する労働者でおるといふほとんじん間違いのないところである。

環境汚染するや公害現象が社会問題化したときにいわれたる中の先見性のある予測の重要性がある。その事が最近流れられる方向にあり、ある技術又はある化学物質の人体影響を明らかにする疾患としての影響を、その因果関係において明確な形で証明されないがぎり、人体影響は不明、しがつて人体影響は無いものとして取扱おうとの風潮をえ見えるようになって来た。学問的、科学的には不明であるといふ言葉が多く述べられ、それが対処を

不明のものにするか又は対処をしない理由づけに利用されていてる傾向が出てきていて。まだ問題を軽すれば、補償に關しても同じ姿勢を處するよし、学者とが研究者といふ人々の価値観、科学に対する姿勢が問じ直される必要性をえ感するのである。

現在、この事に対するものとしてリスク・アセスメント、リスク・マネジメントの考えが急速に浮上しつつある。米国の全米科学院アカデミー (National Academy of Sciences) の説明を利用すれば、リスク・アセスメントはリスクの性質と規模の特長をのべるものであり、換算すればリスクの量と質の評価をして判断をするといふ。これは障害の証明、量-反応アセスメント、暴露アセスメント、リスクの特性の四つの要素によつて行われるといつてはいる。リスク・マネジメントは問題について何をすべきかを決定(決断)するといつてはあり、次の三つの決定(決断)よりなるとしている。それは調査対象(例えは化学物質)のリスクの最低レベル、制御の目標レベル、個対集団リスクの決定(決断)である。米国の環境保全庁や公衆衛生部局はとりあえずは化学物質の人体影響についてのリスク・アセスメントとリスク・マネジメントを行はせじめている。

このリスク・アセスメント、リスク・マネジメントとサーベランス組織の確立によつて量と質の両面で重大化してきている化学物質に対応しようとしている。

一九五〇年、WTOとILOは共同して労働衛生の目的として次の宣言を採択した。

「労働衛生の目的はあらゆる職業に従事する人々の肉体的、精神的および社会的福祉を最高度に増進し、かつこれを維持せること。」

作業条件によつて疾病を防止するといふ。

健康に不利な諸条件から雇用労働者を保護するといふ。

「作業者の生理的、心理的特性に適応する作業環境にこの作業者を配置する」。

これは一九四六年に発表されたWHOの憲章における健康の定義の基礎がある。

WHOの憲章は「健康とは肉体的、精神的並びに社会的に完全に良好な状態をいうのであって、単に病気や虚弱でないことをいふのではない。出来る限り最高の健康水準を享受するには人種、宗教、政治的信条、経済的並びに社会的地位の如何に拘らず、全ての人間の基本的権利の一つである。政府は国民の健康に対して責任を持つておき、そのため十分な衛生と社会的手段を実施せねばならぬ」と述べている。

国民は健康に関するすべての情報を知る権利がある。そして国民、専門家、行政当局者が同じアプローチによって健康を守り、安全を確保するために何をなすべきか、何をしてはならないかを決定する時期に来ていると思う。安全や健康は誰かの手や自らの力だけで守るのではなくより、各方面の人々の協力と合意によって守るものであると思う。

最後に、工業国では、工場等事業場内の健康な労働条件の維持が、外部の地域社会の人間のための環境の質の維持と密接に結びついてふるやうから最も簡単な事業を思いかえしてみる必要があり、両者の質の向上と維持の達成に同時に努力を傾げねばならぬと思ふが、それが何いか考えて述べておきたいと思ふ。

I 職業病と因果関係

2 疾学観の転換

—日本化工事件—

弁護士 斎藤 雄

一 本件の概況

日本化学工業株式会社のクロム酸塩製造工場（本社：東京都江東区豊戸）で働く、労働者であるクロム化合物に暴露し、ガン等の重篤な職業病に罹患した元従業員との遺族（三九遺族、被害者八七名）は、右会社に損害賠償を求めて、東京地方裁判所に提訴していた（東京地方裁判所昭和五〇年第一〇一一号ほか一一件）が、一九八一年九月一八日、東京地方裁判所民事第三五部（審理長土田廣）が、右会社の不法行為責任（民法第七〇九条）を認め、原告等に総額一〇億五〇〇〇万円を超える損害賠償の支拂を命ぜる判決を下した。

その後、原告・被告間の自主交渉がなされ、被告が控訴するなどして判決に從じ、原告は請求するといふが、証拠不十分等で敗訴になつた原告の権限を含めて、一億一〇〇〇万円の上積金を支拂つたりとなり、例えみなし被告者の勝利となつた。

この事件は東京都から、千葉県、神奈川県に至る六箇クロム鉱滓の広域大量投棄という産業公害問題に端を発し、工場内の労働者の鼻中隔せん孔、肺ガン等の発生が明るみに出、空氣の汚染の職業病と裁判されたが、本件について論ずるにあらへないが、当初のテーマと関連する限度で、述べるにいたす。

二 四大公害病の疾学観とその後の状況

当該疾病と職場環境上の因子との因果関係の存否が、職業病の判定において最大の問題となる。特定の物質により、特定の症状を示すものを特異的疾患といふ。クロム化合物の暴露により鼻中隔せん孔があく、いわゆる鼻中隔せん孔は、この典型的なものである。しかし、ガンはそうではない。放射線によるものであれ、タールによるものであれ、ガスであることに変わりはない。これを非特異的疾患といふ。工場環境を含む広義の環境汚染による疾患の大半は、この非特異的疾患である。

非特異的疾患は原因が多因的などりから、企業と政府により、原因不明の「私病」として放置をめやすし、国民全体のガンの激増とともに、人の個性をもつて個々なりでいる。

このような非特異的疾患の因果関係については、「一点の疑義をもつて自然科学的証明」をもつては、医学をはじめ今日の自然科学のレベルからしても一般的に極めて難しく、とりわけ専門的知識をもつて、工場生産から離れていたる地域住民や労働者（とりわけ、遺族）にとって理解がます不可能である。訴訟や災難認定においてこれが要求されるにすれば、被害者はほとんど教説を知らない。たゞば、第一次大戦前から漏出していった職業ガンの被害者は、約半世紀もの長い間、なんの教説も受けず放置をめざしていた。その原因は医学的証明を絶対視する労働者の姿勢によるところが大きい（本件では、昭和一〇年に、医学的に明白な被害者の存在が明らかに出た）。しかし、水

保病等の公害被害の惨状は、必ずしものすこな影響を許さなかった。四大公害判決（イタチイタイ病、水俣病）は、初めて、本格的に因果関係における新しい視点を導入した。この有効な手段が医学であった。

「臨床医学や病理学の側面からの検討のみによつては因果関係の解明が十分達せられないと體會にあつて、医学的因果関係が証明された場合には原因物質が証明されたものとして、法的因果関係も存在するものと解するのが相當である。」この文理から明らかな通り、医学的証明がなくとも、医学的証明があれば、法的因果関係を肯定するというのである。すばらしく、自然科學的因果関係と法的因果関係を喩示するといふのである。公平の原則と法の合目的正義が達成されたといふ考え方である。これが、昭和五〇年最高裁判所においても次の通り、一般的に確認されている。

「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科學的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招來した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明するものであり、その判定は通常人が疑いを差しきさむなり程度に真実性の確信を持たうるものであつて、それを必要とし、かつそれで足りるものである。」

しかし、四大公害判決は、いわば医学的証明が法的因果関係の十分条件たり得ないに止まつていた。

反対に、医学的証明がなされない場合はどうなるか。法的因果関係がなれど、どうなるのか。

この問題について、みゆきの四大公害訴訟判決は、明らかにしていない。本件クロム事件判決は、後述する通り、四大公害訴訟以来約一〇年にして初めてその回答をえたのである。

一方、この問題、政府並びに産業界より四大公害訴訟の判例の趣旨をすりかえだ、あたかも医学的証明が法的因果関係の証明の絶対的必要条件であるかのような主張がなされ、この主張が、後述する量、反応関係の理論と結合を

れて、被害者救済排除の手段とされてゐる。

三 痘学調査は両刃の剣—不正な疫學調査

疫學が因果関係の証明に役立つのは、それが科学的に正しく行われた場合に限られる。疫學は觀察集団と对照群との統計的比較であるから、調査目的にやむなし对照群の設定、觀察期間等方法の正しさが必要であるのはもちろなり、なによりも著徴データが正確であることが何よりも大切である。データが作務的に処理されたりすれば、おもそ真実とかけ離れた結論となる。いわば疫學は両刃の剣であり、悪用すれば真実に反する結果を招きかねない。

本件において被告と労働省はまさにその挙に出た。一九七五年九月、本訴が大きな社会問題となつたため、労働省は、にわかにクロム専門家会議（座長坂部弘之）を設置した。目的はクロム被害の実態究明と労災行政の見直しにあると認められた。しかしこれは泥縄式のものであつたばかりでなく、肝心の被害者や関係労働組合などの意見をなんら聽取するといふく細繩をかかめて、わが国で初めてクロムと肺ガンの関係を疫學的に証明した渡部真也や、被害者の臨床と病理にたずねかかっている佐野辰雄等をメンバーから排除していた。

労働省の労働基運局長は、被害者の会と面談の上、審處を約したが、その回答日である昭和五一年一月二〇日の直前、一六日に右専門家会議の中間報告を一方的に発表した。この報告は、自明のことである事の障害と肺ガンに加えて、わずかに上気道のガンの因果関係を確認しただけで、他の問題はすべて検討事項としており、被害を呼吸器の範囲に限定しうるところがあらわれていた。

専門家会議はクロム被害の実態を究明するという目的から、当然のことであるが、被告の工場に働くクロム工について、クロムとガンとの因果関係を探る疫學調査を実施するに至つた。原告等の厳しい批判と抗議にあつた

労働省は専門家会議の構成をそのまま維持するに留めましたが、中間報告書収載のゆえ座長を貢村哲に変更するに留め、渡部を委員の一人に加えた。専門家会議が疫学調査を行なうにすれば、渡部等がその中心となるのは明らかである。これが、その後、労働省は突然往前の方針を変更し、疫学調査だけを専門家会議からの切り離しだ。以後、疫学調査は秘密の「専門家」と宣傳の手により、専門家会議から知り得たところでは、進行した。

原告が調査したところ、¹¹ 人の船員のうちに進行している医学調査の観察対象は、一九四七年九月以降、被告に雇用された本工に限定されていましたが判明した。普通二〇歳前後で入社するのであるから、¹² 人の調査では最年長者が五〇代で、そして五つ下になり、ほとんどが廿年齢に達していました。しかも職種での他の基礎疾病などをみて会社の申告に基いており、労働者たる性質は労働者名簿すら見ていないかった。さらに对照群を被告倉戸工場の労働者としていたが、¹³ この倉戸工場は鉛丹、リサージ、亜鉛等、それ自体極めて有害であり、かつ潜在性の疑いのある物質や明白な発ガン物質である砒素などを製造していたばかりではなく、耐性性¹⁴ という性質の焙燒、クロムカリ、みづうばん、青銅等、クロム化合物をも製造していたのだから、¹⁵ どうして科学的対象群たりえないものであつた。

この不正な調査は、一九七七年三月一日、衆議院社会労働委員会において、田辺誠（社会党）議員より連れられ、三月十五日、石田労相は被害者の会代表等と面談のうえ、「調査対象を右のように限定する」としながら自身何度も聞いても理解できないので、「調査の方法について再検討する」と約束した。

しかし官僚はこの大臣の公約からゆずり、わずかに監察対象に一九四七年九月に在籍した本工を加えただけで、肝心のデータ処理、人夫、下請け等の問題はそのままに、専門家会議にも一切報告しないで疫学調査を進めた。このようなやり方に対する批判は、専門家会議や産業衛生学会の専門家から労働組合等一般市民に至るまで極かり、一九七八年二月、六月と、再三衆議院社会労働委員会で問題になつたばかりでなく、同年九月産業衛生学会も、

— 30 —

疫学調査に問題があるとして、充分科学的批判に耐えられるものとするべく要望した。しかし消費者が、かくして監視はいつまでも化粧品のつまみ難し、専門家と質疑応答相談にしその公開を拒んだ。

被告により、一方的に操作された資料が信頼できがらることは多言を要しない。にもかかわらず、労働省が形だけにせよ労働者名簿など関係資料に目を通したのは、一九七八年一月であった。疫学調査を始めてから実に三年後の一九八〇年六月、被告は手元に手元に前も記しておらず、いわば終わった後の辺りま令和せに過ぎなかつた。

労働省が被告に対し、昭和五一年九月以来三回にわたって調査票の提出を求めていたが、これは世論の批判に基いて、肝心のことは拒否しながらも一応の形をつけるために方針を変更していくことを物語る。この間、第一次報告などそのほとんどが内部的に完成しているにもかかわらず、本件解決に至るまで専門家会議による報告をいついかがだった。

労働省の「權威」によつてクロム被害を隠ぺうすることを期待していた被告は、これに破れ、ついでこの調査の資料をそのまま用いて、被告の独自の「疫学調査」として廷に提出した。この調査は一九一八年から一九七八年までの六一年間に、ガンで死んでした者わずかに五〇名、肺ガン以外は一切統計的有意差なしといふてたらめではないらしいのである。

— 31 —

四 法制化の意味するもの

労働者のこのクロム疫学調査は職業性発ガン物質の最初の調査であり¹⁰。政府と産業界が企図していた「疫学調査」の先駆であった。この調査を開始した翌一九七七年、労働省は労働安全衛生法のなかに、疫学調査を法定化し、その企図を露わにした。

藤一斎の転換観学安

「第一〇八条の二 ① 労働大臣は、労働者がかかるる化学物質等……労働者の疾病との相関関係を把握するため必要があると認めたときは検査的調査その他の調査を行つてしむが出来る。

② 労働大臣は、医学的調査等の実施に關する事務……を専門的知識を有する専門家に委託することができる。

③ 労働大臣又は前項の規定により委託をうけたものは、……事業者、労働者、その他関係者に対し、質問し、又は必要な報告書類の提出を求めることが出来る。

④ 第一項の規定により……医学的調査等の実施の事務に從事した者は、その実施に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。」

右四項に違反して秘密を漏らした者は、「六ヶ月以下の懲役又は三〇万円以下の罰金」に処せられる(同法第十九条)。これに対して、右三項の報告等について事業者が虚偽の事実を述べた場合はなんの制裁もない。政府と産業界の意図は一目瞭然である。医学調査等職業ガンに關する情報を政府と企業並びに御用学者が独自のシステムの確立である。

政府はいの頃、職業ガンに關する情報の公開を嘗ていたが、一九七〇年ガン条約⁽³⁾の批准を迫られていた。批准の後では右のシステムを法定化するといふがでござつたので、急きもく労働安全衛生法を改正したのである。右条約が改正直後、一九七七年七月二六日批准された。

いのちからなシステムのなかで行なわれる「医学調査」いわゆる「がんのからだ」が、その本體をクロム医学調査が見事に示している。

五　量・反応関係

被告日本化工業株式会社は、昭和五〇年に本件が社会問題となるまで、ガンの危険をひだ隠しながら、半裸体に近い状態のまま労働者をクロムの粉塵、ストリーマーなどに曝けていた。

しかしのちの状態は、なにも被告会社だけに限らない。中小企業ばかりのいと、新日本製鐵株式会社など、我が国を代表する重化学工業の企業においても同様であった。

いのちからな状況下においては、鼻に穴があくなど、労働者の暴露量が甚大で、健康に影響を及ぼすことは明白であるから、暴露の量は、もじたる争ひにならぬ。

しかし、環境設備がある程度改善された場合、鼻に穴があくもはなれど急性症状に至らない場合が出てくる。しかし、ガンなど今日的な職業病は、いのちからな急性症状のものではなく、相当長期の潜伏期間を経た後発病する、いわば慢性疾患であり、低濃度であっても長期に暴露すれば発病の危険は十分にある。

どの程度の濃度であれば長期暴露に耐えられるのかという点については、今日の医学ではほとんど解明されていない。いわゆる「特化則」により、発ガン物質等について、「環境基準」が定められているが、ガン等との関係で科学的安全といふものが何が何でもないのが現状である(「環境基準」の項参照)。従つて、発ガン物質に暴露して長期に働く労働者がガンになった場合、その因果関係の証明が、暴露してしまつたことの一事をもつて十分にされなければならない。仮に反論があるとしても、その安全性的立証責任は政府、企業が負うべきである。

ところが、現在、政府、産業界が企図しているもののは、いわば正反対である。一定の量を暴露しなければガンにならなければならぬ、抽象的には正しい命題を、全く次元の異なる法的因果関係の証明の領域に故意に適用しようとしている。

すなわち、量・反応関係が定量的でなく、ほんとに解明されてしまつてもつかわぬ、発ガンのコスクのある

量に暴露したかどうかを問題にしあつてゐる。』

「されば、労働者に不可能を強いるを禁じし。医師が認めたる労働者の暴露は、世論や判例等により厳しく批判され、労働省も從前のものをそのまま維持するにいたりおなくなつてゐるが、量、反応関係といふ「新たな意匠」で旧態に復そらとしているのである。

この意図は、クロム酸塩製造工程に従事した労働者の肺ガンが、労働基準法施行規則三五条別表により、当然、労災認定の対象となるはずであるにもかからず、「著しく」環境改善がなされた後に当該作業に従事した労働者に発生した肺ガン等については……その発生とクロム化合物との暴露との間の因果性が必ずしも明らかでなく、個々の事案について、慎重な検討を要するので、作業内容、従事期間……暴露の程度・症状等を調査のうえ本省にリソースするに付けて、事業主が負担を切り捨てるという実務のなかに、端的に示されている。

六 本件判決の波挙録とその意義

本件判決は、クロム疫学調査に係るこれら一連の事案をもとめて、疫学調査に対し裁判所上初めて的確な評価を与えた。

「……疫学的研究を評価するに際しては……調査方法それ自身に伴う制約や欠点があるために、結論のみを重視するよりも危険である。しかし、トロッカされた比較的賛成を避けたところには、はつきりした結論は言明出来ない。……疾病について信頼できる記録が保存されてゐる程少なく、死因が不明であつたり、死亡診断書の病名も單に病氣の終末だけを記載しているかも知れない。……本人や遺族は医者からかゝであることを告知されないままに終らるゝ事もある。そのためには確認された死亡数が事実より少なくななり、ガンの罹患率がか

なり低目に見積られる傾向がある。

追跡期間が十分でないと真実と異なり結論を招くに付ける。いへんに職業ガンのように職業性暴露の開始と発ガンまでに長い潜伏期間があるときは、おおむね長期間にわたって継続し続けなければ改めて結論が得られない。しだがつて疫学調査のインプラント・データを十分に検査検証するに付ける、調査の結果である統計の有意差についてのみこれを論じ、有意差がなければこれを無視するような評価をするべきではない。」

インプラント・データを十分検査、検討するには、これが公開されなければならぬから、判決のこの指摘は、政府と産業界が強行した秘密調査の法制化に対する厳しい批判である。もうした疫学調査から判決は因果関係認定の手法を次のように述べる。

「がん発生のメカニズムは、今日未だ完全に解明されてゐるわけではないうから、疫学調査の報告、臨床と病理の報告、動物実験の結果、変異原性試験の結果など、内外の知見を証拠上総合して、原因と結果の間に高度の蓋然性があれば因果関係を肯定することが出来る。しだがつて疫学調査の利用は、訴訟上因果関係を認定する一つの手法に過ぎないから、疫学調査の結果、統計的有意差が認められたくとも、平均値よりかなり高率であれば、他の事情と相まって積極的認定の一資料とするを行なうものと解するのが相当前である。」

先述した通り、疫学を立派なものと、疫学的証明を因果関係証明の必要要件にするのが、政府と産業界の企図するところであつたから、判決はこれに痛撃を与え、職業ガン被害者の救済に大きく道を開いたのである。被害を呼吸器の疾病に限局している労災行政のワクを超えて、胃ガンまで認定したのはかかる手法によるものである。

胃ガンは、いまでもなくガンのなかで圧倒的に多い。胃ガンを呼吸器系に加えて職業ガンとするに付けるで開れたクロム工の参数を教説することになるばかりでなく、タール等他の職業性発がん物質による被害者の因果関係

の制定に大きな影響を及ぼすところである。

〔参考例文〕

- (1) イタイイタイ病事件、名古屋市金沢支店昭四七・八・九判決。
- (2) 東大病院ルンバール事件、最高裁第1小法廷昭五〇・一〇・一一判決。
- (3) ILOカン条約第四条
「この条約を批准する各加盟国は、ガン原生物、又はガン原性因子にかかりてしては労働者又はからかれるがそれのある労働者に対して、そのもたらす危険及びよりよく措置に関する利用可能なすべての情報が公開されるようならに措置をとる。」
- (4) 松岡三郎「職業病と法律」法学セミナー一九八一。一。
- (5) 同前
- (6) 労働省、昭五一・一・一一基発第一一四号、都道府県労働基準局長に対する労働基準局長の通達。

3 職業病の病像

——第一次熊本水俣病事件——

弁護士 斎藤
弁護士 秋山幹男

水俣病の病状には多様性があることながら、有機水銀中毒の典型症状を具備するものまたはこれに準ずるかに限るものではなく、有機水銀曝露状況及び症状を検討し、有機水銀摂取の影響が否定できない場合は水俣病と診定すべきである。また、他の病気に罹患し合併症が存在する場合も、当該症状のすべてが明らかに他の疾患によるものであることが認められる場合は除外し、水俣病と認めるべきである。

(熊本地裁昭五四・三・二八判決)

〔事実と争点〕

チッソ株式会社は熊本県水俣市の工場でアセトアルデヒドを製造し、その工程から生じる廃液を工場周辺の海域に放出していた。このため、右廃液中に含まれていたメチル水銀によって水俣湾およびその周辺の海域の魚介類が汚染され、魚介類を摂取した付近の住民に中毒性神経疾患が多発した。これが熊本水俣病である。水俣病の発生は昭和三一年頃から問題となり、熊本大学研究班などによって調査研究がなされたが、昭和四三年九月政府も水俣病

がチッソ株式会社が排出した廃液中のメチル水銀化合物によるものであるとして公式に発表した。

水俣病の患者らは、昭和四四年から同四七年かけてチッソ株式会社を被告として不法行為による損害賠償を求めて熊本地方裁判所に第一次訴訟を提起し、同裁判所は昭和四八年三月一〇日原告勝訴の判決を下した。第一次訴訟の患者はいわゆる認定患者であり、第一次訴訟の主たる争点は過失責任の存否と見舞金契約の効力であった。

つづいて、第二次訴訟として本件訴訟が昭和四八年に提起された。原告は生存患者一一名とその近親者ならびに死亡患者一名の相続人であるが、右患者らはいずれも未認定患者であった（一四名中一二名は県知事に公害健康被害補償法による認定申請を行なつたが棄却された。ただし、うち一名は公害被害補償不服審査会の裁決により訴え提起後に水俣病患者と認定されている）。そこで、本件訴訟では、個々の患者の疾患が有機水銀中毒によるものであるか否か、すなはち個別の因果関係が主として争われた。

原告らは、慢性型水俣病の症状は多様な症状を示すものであり、有機水銀中毒の症状が示されているハンター・ラセル症候群だけで水俣病の病像をとらえるといはざり、従つて、患者が不知火海の魚介類を多食したことによる医学条件があれば、①四肢末梢性の知覚障害がある場合、または②末心性視聴覚障害がある場合もしくは口唇周囲の知覚障害味覚・嗅覚障害・中枢性聴力低下等がある場合は水俣病と認定すべしである。則ち、前記医学的条件があれば、知覚障害が不全型であつたり証明できなくてもメチル水銀によって出現しやすい症状があれば水俣病である、と主張した。

これに対し、被告は、ハンター・ラセル症候群の主要症状が揃わないといふ水俣病とは認めないのではないか、水俣病によくみられる症状は、水俣病に特徴的ではあるが水俣病にだけみられるという特異的所見ではないため、他疾患との鑑別が難しく、高度の知識と経験を踏まえた総合判断が必要であるといつて、本件患者（未申請一名を除く）については県の公害被害者認定審査会が水俣病でないと医学的に診断しており、審査会は学識経験豊かな第一流の研究

者によって構成され最も信頼できる診断であるとして、本件患者の症状は水俣病によるものではなくと主張した。

＜判　旨＞

判決は、水俣病の原因が被告の排出したメチル水銀化合物によるものであるとして被告会社には、アセトアルデヒド廃水を工場外に排出するにあたり、危険物の混入の有無の検討や危険物の調査解明をしなかつた等の過失があつたことを認めたりうえで、水俣病の被害について被告に不法行為による損害賠償を行う義務があることじだが、本件患者らの症状が水俣病に該当するか否かについて判断するに際し、まず水俣病の病像について次のように判示した。

(一) 症状出現の多様性及び併存症との鑑別　熊本研究班の発表によると、水俣病の症状の出現頻度は、視野狭窄、知覚障害、運動失調、言語障害、聴力障害などのハンター・ラセル症候群の症状が高率である。しかし、これら症状も常に固定しているのではなく、時の経過と共に変化していくことが認められる。また、症状の出現に個人差があることが認められる。

遷発性水俣病においては、初診時には典型的な症状を示さず症状が遷発するものがあり、症状間の発現時期にも差がある。

水俣病には長期にわたる微量の水銀摂取による発症形態が存在し、慢性水俣病は急性、亜急性のものは異なる病像を示す。

水俣病が他の合併症と結びつく、その診断は困難となることが多い。脳出血なしに脳軟化と考えられる症状、とくに痴呆や運動障害が強いと典型的な水俣病の症状が証明しにくい。水俣病による精神症状は、進行性麻痺、アルコール中毒の症状と区別していく。慢性水俣病患者によくみられる末梢性知覚障害と運動失調の組合せは頸椎症と

の鑑別が難しい。若人性知覚障害との区別も問題となる。

(イ) 有機水銀汚染の広がり　　被告は長期間にわたりメチル水銀を排出し、被告が排出した総水銀量は被告が公表した六〇トンをなるかに上回る多量のものであり、これによって水俣湾を含む不知火海全域が汚染され、魚介類に水銀が蓄積した。汚染は人体にも及び、不知火海沿岸住民の毛髪から多量の水銀が検出され、水俣病患者が多発した。水俣地区は他の地区に比べより高度に汚染され、メチル水銀中毒症の発生率も高い。

(ロ) 水俣病の病像　　「以上認定した事実によれば、水俣病とは、被告工場におけるアセトアルデヒド製造工程内で生成された有機水銀が工場廃水に含まれて排出され、水俣湾の魚介類を汚染し、右汚染された有機水銀を保有する魚介類を摂取したにより惹起された中毒性の中枢神経系疾患であるが、右疾患のどの範囲までを水俣病として捉えるかについて検討するに、前判示の如く、有機水銀による魚介類等の汚染が広範囲かつ長年月にわたっており、これらの摂取の量、時期等も各個人によって当然相違すること、有機水銀中毒の症状の出現にも多様性があることを考慮すると、水俣病を單にベンタ一・ラッセルの主症状を具備したのみのではなくはこれに準ずるものといつた狭い範囲に限ることには相当とすべき、原告らあるいは患者らがどの程度有機水銀に曝露をうけたのかを出生地、生産歴、食生活の内容等により考察し、さらに各人に有機水銀中毒にみられる症状がどのような組合せで、如何な程度でてあるかを検討し、その結果各人の症状につき有機水銀摂取の影響によるものであることが否定できない場合には、これを本訴において水俣病として捉え、損害賠償の対象といたしますを相当とするところべきである。

さらに、原告らあるいは患者らが他の疾患に罹患しており合併症が存する場合にも、当該症状のすべてが明らかに他の疾患を原因とするものであることが認められる場合を除き、当該症状について前記同様に有機水銀摂取の影響の有無を判断していくものとする。」

次いで判決は、本件患者の個々について、有機水銀への曝露等の疫学的条件、症状の内容、合併症との関係について検討を加え、生存患者1名についてはその症状が水俣病であることを否定したが、他の11名の患者については水俣病であると判定した。患者の多くに脳血管障害、変形性頸椎症、神経線維腫等の合併症が存在したが、判決は、本件患者には有機水銀に汚染された可能性のある魚介類を多食していた、家族が水俣病認定患者である等の疫学的条件があり、合併症だけで患者の症状を説明できない等と述べて水俣病患者であると認定した。

水俣病であることを否定された1名は、魚介類を多食するなどの疫学的条件があり、四肢の知覚障害、運動障害等があるが、水俣病によくみられる知覚障害がなく、右症状は脳血管障害及び変形性頸椎症によるもので、有機水銀中毒によるものではないとした。

〔解 説〕

一 判決の意義

有機水銀中毒の典型的症状は、視野狭窄、知覚障害、運動失調、言語障害、聽力障害などの症状からなるベンタ一・ラッセル症候群とされている。しかし、現実に水俣湾及び不知火海沿岸住民に多発した精神神経疾患は、必ずしも典型的症状を示すものではなかつた。また、右症候群の個々の症状それ自体は他の疾病にもつても生じうるものであった。

そこで、有機水銀中毒の典型的症状を示していない場合や、他の疾病が合併する場合には、有機水銀中毒によるものであるが明らかでないとして、個別の因果関係を否定する見解がでてくる。しかし、右のように因果関係について厳密な立場をとった場合には、水俣病のように症状が多様な形であらわれる疾病について因果関係認定の範囲

を不当に狹めたりしてはなり、また他の疾患との鑑別が困難であるという事態を被害者に不利に働くことになり、救済されづらい患者の救済を妨げる結果になってしまふ。

判決は、水俣病の症状のあらわれ方を詳細に検討し、症状が固定的ではなく変化するものであるといふ「症状に個人差があること」、遲発性水俣病、慢性水俣病においては症状のあらわれ方が多彩であると認定し、ベンターコラセル症候群の主要症状を具備するのに限是するなどへ、患者の有機水銀曝露状況との関連で患者の症状が有機水銀摂取の影響によるものであることが否定できたらしくは水俣病と認定するべきとした。

判決は、「このように症状や症状の組合せがあれども水俣病とするのが明確な基準をたててしないがた問題が残るかもしれないが、有機水銀曝露という医学的条件が揃つていれば、有機水銀による影響であるといふことが否定できない症狀を有する患者は水俣病と認定する」という見解を示したもので、水俣病の病像が前記のいふとおりのとおりとなる妥当な判断であるといふやう。

また、判決は、変形頸椎症、脳血管障害等の合併症を有する患者について、その症状の全てが明らかに右合併症に起因すると言はれる場合を除き水俣病と認定するとして、各患者の個別症状はこれらの合併症だけでは説明がでやだらかとして水俣病と認定した。

主張された原因物質によって発生する症状と同一または類似の症状を呈しうる別の疾患が実際に存在し、当該疾患がどちらの原因によつて生じたかを医学的に厳密に鑑別するといふのが困難である場合には、訴訟上の因果関係の判定にも困難を伴つが、判決は前記の通り、症状の全てが合併症によるものであるといふことが明らかでない限り水俣病のだから、有機水銀中毒（水俣病）であるといふ高い蓋然性があるといふべき。したがつて、別の合併症によ

る症状であるといふ患者も認められしても、それだけで有機水銀との因果関係を否定するといふのがおかしい。判決の判断は妥当といふやう。

訴訟上問題となつた症状につきAB双方の原因が考えられる場合に、双方の原因が競合してしまつてあるいは双方ともそれで高度の蓋然性が存在するとして、因果関係の寄与率を認定し損害額にこれを反映させる裁判例がみられるが、本判決は、前記のように因果関係を肯定したうえで、水俣病の症状の輕重を判定する際には、明らかに合併症によるといふらめる症状を除外したうえで輕重を評定し、損害額を認定している。

11 職業病の病像と本件との関連

職場環境上の因子による疾病もまた、環境汚染によるものであり、いのちでは、水俣病に代表される公害病と変わるものではない。

職場環境に存在する化学物質等の人体影響の機序は、がんを始めとして、ほとんじて解明されていないのが現状であり、これは水俣病の発生と同様である。

典型症状を示す疾患、いわゆる特異的疾患はわずかなものであり、がん等職場環境上の因子による今日の重篤な職業病の大半は、その原因が多因的ないわゆる非特異的疾患である。従つて、また疾患の部位、程度、症状は多様なものとなりがちを得ない。職場環境が一定の改善をされた後の、いわゆる低濃度長期曝露の場合には、この傾向がますます強くなる。これは本件の遅発性水俣病、慢性水俣病と同様である。

以上のような場合に何をもつて職業病とするかは、その判断の根柢とアプローチの方法により決定的差異が生ずる。もし、いわゆる典型症状を基準に判断してこゝにあれば、職業病はほんとうに存在が認められない。

しかし、本件において示されてくるように、そうではなく被害者が厳然と存在するのである。

すたわら、かかる根柢と手法で職業病の病像（因果関係）を判断するにいたり、現存する多数の職業病患者を切り捨てる作法にならひしかねば不得なり。遺憾ながら、職業病認定における政府の姿勢は、おれにいたじゆる。

水俣病と同じくメチル水銀の曝露により神経障害等の疾患に冒された労働者の労災認定申請を棄却した次の裁決は、その好例であり、本件判決の姿勢の対極に立つものである。

「主文」

本件再審査請求を棄却する。

2 経過

請求人は、……日本化學工業株式会社（以下会社といふ）の王子工場に、農業製造工として就労していたが（昭和二十九年三月より昭和三九年三月まで）、水銀系農薬を取り扱った。筆者注：昭和三九年頃から、足のしびれ、腰の痛み、握力の低下等の症状が発症したとして、昭和四三年頃から、長江病院、奥田外科病院、斎藤医院等……において治療し、昭和四七年からは水川下セラモン病院（以下、「水川下病院」といふ）において、「有機水銀中毒症」の病名で治療した。

請求人は、この疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養給付の請求をしたが、監督署長は……支給しない旨の決定をした。

請求人は、以上の処分を不服として、……審査請求をしたが、……棄却したので、請求人が受けたの決定を不服として再審査請求を及んだものである。

〔中略〕

6 事実の認定及び判断

〔6〕② 労働省に設置された、請求人における有機水銀中毒症の業務上外に関する専門家会議の検討結果報告書（第七一四号証）によれば、要旨は次のように記述をされてくる。

『①仮にメチル水銀に暴露する可能性があつたとしてみ、……昭和三九年三月までであり、発病までに四年以上經過している（）のような長期間を経て、メチル水銀中毒が発生するとは考えにくく。』

②しかし、連続性水俣病が存在することが指摘されているので、以上の点についても検討を加えた。ここで連続性水俣病が起こり得ることとして、その症状は普通型の水俣病と同様であることを考慮しなければならない。当人の症状はかかる疾患の病像が甚しく異なっている。

③両側上方共同視不可という症状は、メチル水銀中毒の症状として知られていない。

④コトロドマン視野計による検査は行なわれていない。視野検査は被験者により反復して行い、そのうえで視野狭窄の有無を確定すべきである。

⑤当人には、椎間板ヘルニアに加えて、後縫帯肥厚（頸椎）がある由であるが、これの神経病状への寄与は無視できない。

〔中略〕

以上により本症例については、疾患発生と業務による水銀暴露との間に関連があつたとは認めがたい。』

……以上により、請求人の疾患は業務によるものではない……監督署長の処分は改めていいで、これが取消すべき理由はない。』

（昭和五一年労第七〇号業務上外關係再審査請求事件、昭五五・六・二〇裁決）

労災職業病健健康管理

I 労災職業病の企業責任

——その判例・先例の解説

昭和59年11月24日 初版発行
平成4年10月15日 第2版1刷発行

三浦豊彦
西藤健爾
安斎本郷
安斎本郷
総合労働研究所

東京都渋谷区代々木1-38
電話 03(3379)2281
振替 東京6-58631

印刷所 壮光舎印刷株式会社
製本所 田中製本印刷株式会社

本書の全部または一部の複写・複製・転記・頒布または光記録媒体への入力等を禁じます。これらのお詫びについては、弊社出版部までご照会ください。

落丁・乱丁本をお取扱いいたします。

© T. Miura M. Anzai T. Saito 1992 Printed in Japan
ISBN4-7941-0375-1 C3032